

平成26年11月7日  
(照会先)  
法務・コンプライアンス部  
コンプライアンスグループ長 大塚 郁夫  
参事役 梅田 整  
(電話直通 03-5344-1112)  
経営企画部広報室  
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

## 職員の制裁について

平成26年度上半期(平成26年4月～平成26年9月)に行った職員の制裁処分(戒告)を公表します。

※ 日本年金機構では、戒告以上の制裁処分を行った場合には公表(被害者のプライバシー等を侵害するおそれがある場合を除く。)することとしています。なお、制裁処分のうち、個別に公表していない戒告処分については、原則半期ごとに、一括して公表することとしています。

事案	被処分者(※)	制裁内容	制裁日	制裁事由(事案の概要)
1	所属 世田谷年金事務所(東京都) 職種 一般職 (50代 男性)	戒告	8月19日	年金請求書等の処理を遅延させていたもの(平成26年1月31日事案公表済)

※ 被処分者の所属及び職種は、行為時のもの

以 上